

補 足 説 明

(客観的事項) 第3条第2項

総合評点 P は、経営事項審査の X1 (完成工事高評点)、X2 (経営規模評点)、Y (経営状況評点)、Z (技術力評点)、W (その他評点) に基づいて算出しますが、管 I 種は、X1 の完成工事高を「管」と「水道施設」の完成工事高で算定しており、水道局専用調書『配水管等布設工事登録申請書及び調書』(その2)の(5)に記入された「管の完成工事高」と、「水道施設における管の割合で置き換えて算出した調整後の完成工事高」の合計額で算定し直し、X1 としています。

また、Zは「管」における評点としています。